

通所介護について

I 通所介護の現状と課題

【費用額の状況】

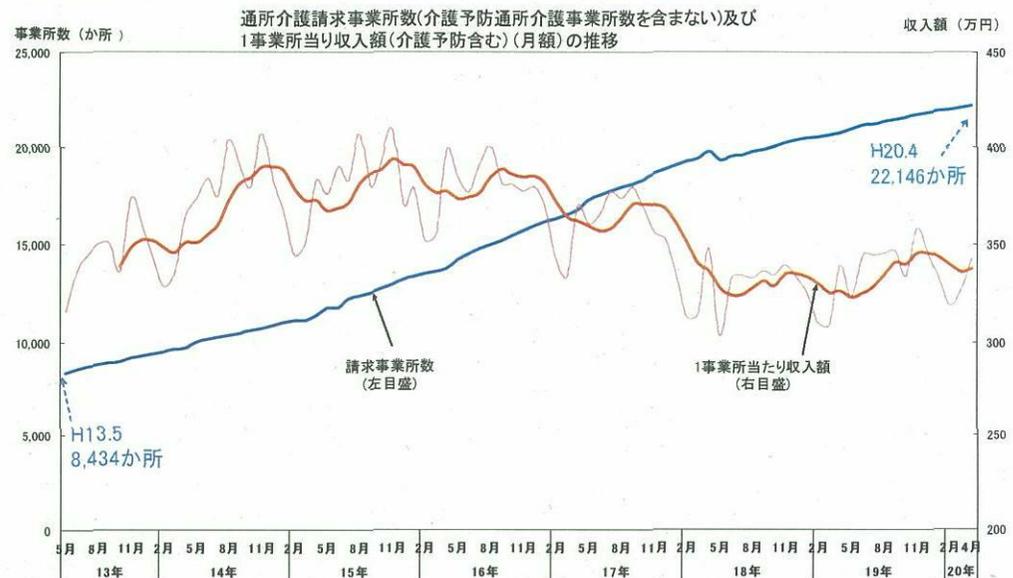
○ 平成19年度の通所介護(介護予防サービスを含む)の費用額は、8,792億円(平成13年度の約2.3倍)で、平成19年度費用額累計6兆4,728億円の13.6%を占める。

【通所介護事業所の状況】

- 平成13年5月と比べ、介護報酬請求事業所数は、約2.6倍(約8,400か所→約22,100か所)に増加した。
- 1事業所当たりの収入額は、平成15年頃をピークに減少傾向であったが、平成19年は増加傾向に転じている。



(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」



注) 1事業所当たり収入額の太い実線は、6ヶ月移動平均値。
月の表示は、審査月。

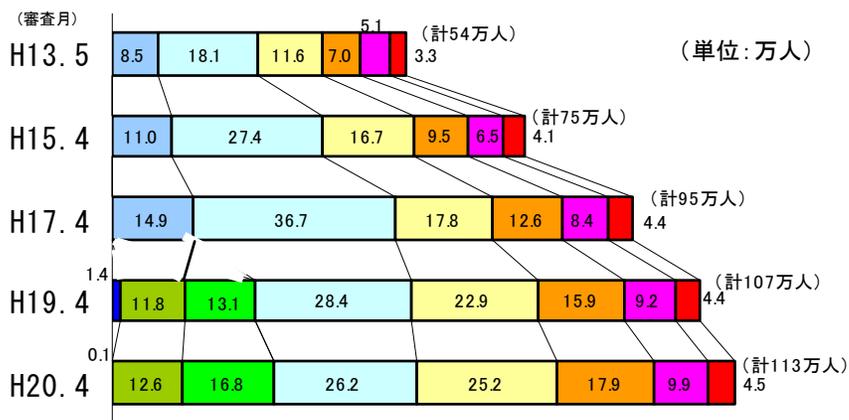
(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」

【利用者の状況】

○ 平成20年4月現在、通所介護の利用者は、約113万人(平成13年5月の約2.1倍)で、介護サービス(介護予防含む)利用者の概ね3人に1人が利用している。

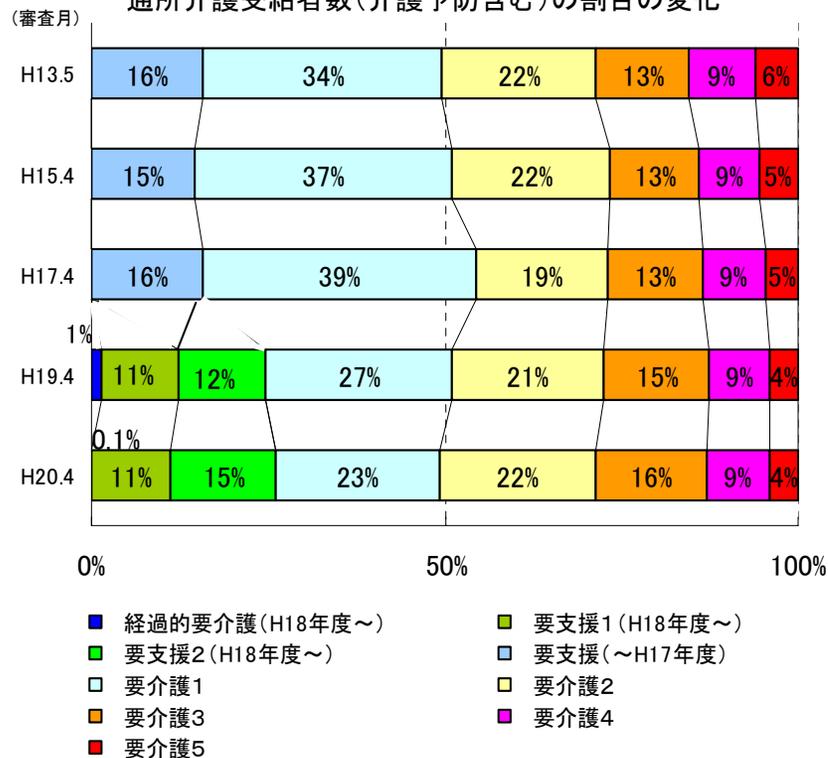
(参考) 平成20年4月審査分 介護予防・介護サービス受給者数 369万人 (介護給付費実態調査(厚生労働省))

通所介護受給者数(介護予防含む)



- 経過的要介護(H18年度～)
- 要支援2(H18年度～)
- 要介護1
- 要介護3
- 要介護5
- 要支援1(H18年度～)
- 要支援(～H17年度)
- 要介護2
- 要介護4

通所介護受給者数(介護予防含む)の割合の変化

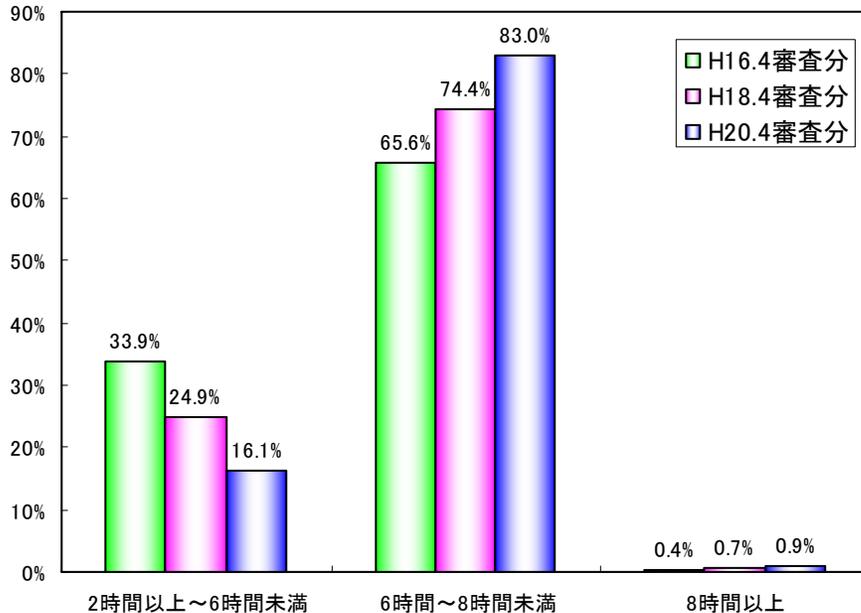


- 経過的要介護(H18年度～)
- 要支援2(H18年度～)
- 要介護1
- 要介護3
- 要介護5
- 要支援1(H18年度～)
- 要支援(～H17年度)
- 要介護2
- 要介護4

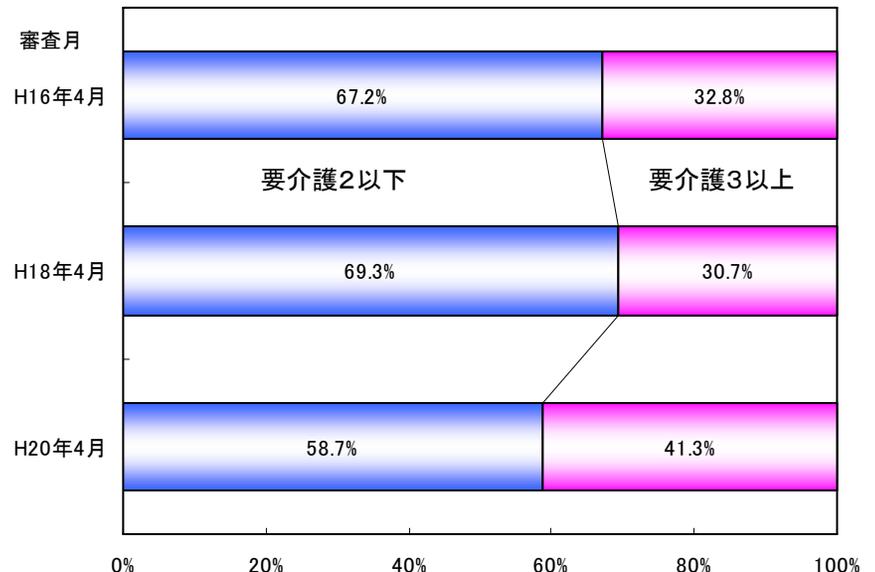
【サービス提供の状況】

- サービスの提供時間別割合を見ると、2～6時間のサービスの割合が低下する一方、6～8時間のサービスの割合が高まっている。
- また、6～8時間のサービス提供の要介護度別割合を見ると、軽度者(要介護2以下)の割合が低下する一方、中重度者(要介護3～5)の割合が高まっている。

通所介護所要時間別の割合



通所介護所要時間6～8時間未満における要介護度別割合



(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」

【介護予防通所介護の現状】

- 介護予防利用者の4割弱が利用
介護予防サービス利用者(約76万9千人)のうち、約38%(約29万5千人)が介護予防通所介護を利用している。
- 費用額の約35%
介護予防サービス費用額の総額約302億円のうち、約35%(約106億円)を占めるサービスとなっている。
- 通所介護(介護予防含む)の利用者のうち、要支援1及び2の者の合計の割合は、26%である。

各数値の出典:厚生労働省「介護給付費実態調査」
平成20年4月審査分

【収支差率の状況】

- 通所介護の経営状況について、規模別に比較すると、延べ利用者数の増加に伴い、収支差率もプラスになっている。
- なお、「751回～900回」と「901回以上」とで収支差率が逆転している原因として、平成18年度に新設された「大規模事業所に対する評価の見直し※」が考えられる。

※ 前年度の一月当たりの平均利用延人員が900人超の場合、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。(ただし、3～4時間利用者は1/2、4～6時間利用者は3/4を乗じて計算する。)

通所介護 延べ利用回数別集計

8-③ 通所介護(予防を含む)(延べ利用回数別集計表)

	150回以下		151～300回		301～450回		451～600回		601～750回		751～900回		901回以上	
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
1 介護料収入	1,158		2,380		3,218		4,385		5,659		6,875		8,802	
2 保険外の利用料	66		152		230		282		361		601		677	
3 補助金収入	7		17		22		17		36		5		54	
4 国庫補助金等特別積立金取崩額	10		15		38		55		96		78		118	
5 介護報酬査定減	-0		-0		0		-1		-0		-1		-0	
6 給与費	994	80.7%	1,591	62.3%	2,274	65.5%	2,814	60.0%	3,688	60.5%	3,966	53.0%	5,494	57.6%
7 減価償却費	97	7.8%	208	8.1%	189	5.5%	253	5.4%	278	4.6%	335	4.5%	486	5.1%
8 その他	467	37.9%	822	32.2%	885	25.5%	1,244	26.5%	1,474	24.2%	1,834	24.5%	2,272	23.8%
9 うち委託費	21	1.7%	70	2.7%	122	3.5%	138	2.9%	282	4.6%	192	2.6%	434	4.5%
10 借入金補助金収入	0		4		2		4		40		6		11	
11 借入金利息	26		24		40		38		20		73		15	
12 本部費繰入	0		3		0		23		6		0		68	
13 収入(補助あり)	1,231		2,553		3,473		4,688		6,096		7,486		9,544	
14 支出	1,574		2,632		3,351		4,317		5,370		6,129		8,217	
15 差引	-343	-27.8%	-79	-3.1%	122	3.5%	371	7.9%	726	11.9%	1,356	18.1%	1,327	13.9%
16 事業所数	112		202		158		162		104		63		27	
17 利用者1回当たり収入(円)	13,764		11,280		9,083		8,937		9,007		9,279		8,766	

※1 収入及び支出の額は国庫補助金等特別積立金取崩額を除いた額

※2 比率は収入に対する割合(以下同じ)

Ⅱ 通所介護に関するこれまでの指摘事項等の概要

介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム報告 (平成19年12月10日)

3 今後の検討課題について

(1) 各事業に共通する事項について

② キャリアアップについて

- 介護労働者のキャリアアップに資する人員配置基準、キャリアアップにつながる取組を行う事業所に対する評価、研修システムの構築又は介護労働者個人に対するキャリアアップのインセンティブの在り方等について検討する必要があるのではないか。

その際、小規模事業所ではキャリアアップのシステムを自ら構築することが困難であることから、何らかの対策を検討する必要があるのではないか。

(2) 訪問・通所系の事業について

③ 人員配置基準や介護報酬上の評価について

- 業務の実態に即した適切なサービス提供を可能とする観点から、サービス提供責任者等について、サービスの質の確保を前提に人員配置基準等の在り方の検討を行うとともに、介護報酬上の評価の可否について検討する必要があるのではないか。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成20年5月20日 参議院厚生労働委員会)

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

Ⅲ 通所介護の報酬・基準に関する論点

- 一月当たり平均利用延人員数の規模で分類すること及びその規模ごとの報酬単位数についてどう考えるか。

<小規模型通所介護費>

一月当たりの平均利用延人員数が300人以内の指定通所介護事業所

<通常規模型通所介護費>

小規模型に該当しない事業所

※ ただし、同900人超の事業所は、通常規模型通所介護費の100分の90の単位数となる。

- 通所介護事業所が提供する現行の個別機能訓練を含め、在宅での生活が維持・改善される機能の評価のあり方についてどう考えるか。
- 介護従事者のキャリアアップの仕組みについては、施設サービス等における議論を踏まえ、検討することとしてはどうか。

(参考1)

通所介護の概要

【指定基準】

<人員基準>

(通常) 利用定員が10人を超える事業所の場合

(1) 管理者 1人 常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可)

(2) 生活相談員 1人以上 単位ごとに提供時間帯を通じて専従

(3) 看護職員 1人以上 単位ごとに専従

※ 看護師、准看護師

(4) 介護職員 1人以上 単位ごとに提供時間帯を通じて専従

(利用者が15人まで1人。それ以上は、5人ごとに1人を加えた数以上。)

※ (2) 又は (4) のうち1人以上は常勤でなければならない。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師

※ (3) との兼務可能

(例外) 利用定員が10人以下の事業所の場合

(1) 管理者 1人 常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可)

(2) 生活相談員 1人以上 単位ごとに提供時間帯を通じて専従

(3) 看護職員又は介護職員 1人以上 単位ごとに提供時間帯を通じて専従

※ (2)、(3) のうち1人以上は常勤でなければならない。

(4) 機能訓練指導員 1人以上

※ (3) との兼務は不可

【サービスの内容】

通所介護とは、居宅要介護者等を老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、食事の提供、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を提供するもの。

(参考2)

過去の報酬改定

平成15年4月改定のポイント

6～8時間の利用時間を超えてサービスを提供する場合や入浴サービス等を評価するとともに、全体として適正化。(基本単位は引き下げ)

前回(平成18年4月)改定のポイント

- ・ 要介護度別に報酬を設定し、重度を重点的に評価(介護予防も導入)
- ・ 小規模事業所を評価する一方で、延べ900人超で100分の90の単位数を導入
- ・ 送迎サービスの包括化、入浴介助加算の一本化 等

現在のサービス利用の状況(要介護度別等)

通所介護	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
小規模型事業所 (回数)	1,000	459,900	451,600	367,500	186,800	77,200	1,544,000
通常規模型事業所 (回数)	2,500	1,695,700	1,784,200	1,370,100	743,400	309,100	5,905,000
小規模型の割合	0.06%	29.8%	29.2%	23.8%	12.1%	5.0%	
通常規模型の割合	0.04%	28.7%	30.2%	23.2%	12.6%	5.2%	

厚生労働省「介護給付費実態調査」
平成20年4月審査分

(参考3)

通所介護の報酬単位

通所介護費 基本部分

注			加算等									
			注	注	注	注	注	注	注			
注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	大規模事業所(前年度の1月当たりの平均利用延人数900人超)の場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症ケア加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算			
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (396 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50 単位	1日につき +27 単位	1日につき +60 単位	1回につき +100 単位 (月2回を限度)	1回につき +100 単位 (月2回を限度)
		要介護1 (437 単位)										
		要介護2 (504 単位)										
		要介護3 (570 単位)										
		要介護4 (636 単位)										
	要介護5 (702 単位)											
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (529 単位)										
		要介護1 (588 単位)										
		要介護2 (683 単位)										
		要介護3 (778 単位)										
		要介護4 (872 単位)										
	要介護5 (967 単位)											
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (707 単位)										
		要介護1 (790 単位)										
		要介護2 (922 単位)										
要介護3 (1,055 単位)												
要介護4 (1,187 単位)												
要介護5 (1,320 単位)												
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	経過的要介護 (346 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 90 / 100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50 単位	1日につき +27 単位	1日につき +60 単位	1回につき +100 単位 (月2回を限度)	1回につき +100 単位 (月2回を限度)
		要介護1 (381 単位)										
		要介護2 (437 単位)										
		要介護3 (493 単位)										
		要介護4 (549 単位)										
	要介護5 (605 単位)											
	(2) 4時間以上 6時間未満	経過的要介護 (458 単位)										
		要介護1 (508 単位)										
		要介護2 (588 単位)										
		要介護3 (668 単位)										
		要介護4 (748 単位)										
	要介護5 (828 単位)											
	(3) 6時間以上 8時間未満	経過的要介護 (608 単位)										
		要介護1 (677 単位)										
		要介護2 (789 単位)										
要介護3 (901 単位)												
要介護4 (1,013 単位)												
要介護5 (1,125 単位)												
費所療ハ 介養通	(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)											
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)											

(参考4)

各加算の利用状況

介護サービス回数・日数・件数，要介護状態区分・サービス種類内容別

(単位：千回(日・件))

区分	総数		
通所介護	7 455.6		
小規模型事業所	1 544.1	総回数に対する割合	
通常規模型事業所	5 905.0		
療養通所介護	2.1		
個別機能訓練加算*(1日27単位)	3 954.6		53.04%
入浴介助加算*(1日50単位)	5 760.1		77.26%
若年性認知症ケア加算*(1日60単位)	2.2		0.03%
栄養マネジメント加算(1回100単位、月2回まで)	2.7		0.04%
口腔機能向上加算(1回100単位、月2回まで)	70.7		0.95%

介護給付費実態調査(平成20年4月審査分)(厚生労働省)

* は日数を集計している。